

早川町・身延町・南部町医療事務組合病院事業条例

(令和 8 年 3 月 19 日条例第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、病院事業の設置及び経営の基本を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地域住民の健康保持に必要な医療を提供し、かつ、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)に規定する保健事業を行うため、病院事業を設置する。

(経営の基本)

第 3 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 病院事業を行う施設(以下「病院等」という。)の名称、所在地、診療科目及び病床数は、別表第 1 のとおりとする。ただし、状況により診療科目の一部を置かないことができる。

(附帯事業)

第 4 条 病院事業の附帯事業として、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)その他の法令に基づく次に掲げる事業を行い、当該各号に定める事業を行う施設等の名称及び所在地は別表第 2 のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設
- (2) 訪問看護
- (3) 居宅介護支援
- (4) 訪問介護

2 前項に規定する附帯事業の運営に必要な事項は、組合管理者の承認を得て第 8 条に規定する指定管理者が定めるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が 7,000 千円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(資本剰余金の取崩し)

第6条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、法第32条第3項の資本剰余金の処分として、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 組合管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか病院事業の経営状況を明らかにするため組合管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成できなかった場合においては、組合管理者はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(病院等の管理)

第8条 病院等の管理に関する業務は、地方自治法第292条において準用する同法第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(受付時間、診療時間及び休診日)

第9条 病院等の外来患者の受付時間、診療時間及び休診日は、次のとおりとする。ただし、急患その他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 受付時間 指定管理者が、あらかじめ組合管理者の承認を得てこれを定める。
- (2) 診療時間 時宜により、指定管理者がこれを定める。
- (3) 休診日 次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ組合管理者の承認を得て、これを変更することができる。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(ア及びイに掲げる日を除く。)

(指定管理者が行う業務)

第 10 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 病院等及び第 4 条に規定する附帯事業の運営に関すること。
 - (2) 病院等及び第 4 条に規定する附帯事業に係る施設、設備、器具等の維持管理に関すること。
 - (3) 次条第 1 項の利用料金の収受に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、組合管理者が必要と認めること。
- 2 指定管理者は、前項各号に掲げるもののほか、第 2 条に規定する病院事業の設置の目的に寄与すると認められる業務を組合管理者の承認を得て行うことができる。
- 3 指定管理者は、前 2 項に規定する業務を行うに当たっては、関係法令を遵守するとともに、良質な医療等を利用者に対し公平に提供しなければならない。
- (利用料金)

第 11 条 利用者は、指定管理者に対して、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第 3 及び別表第 4 に掲げる額とする。この場合において、別表第 4 に掲げる額は、指定管理者が、あらかじめ組合管理者の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金に、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する消費税及び地方消費税が課される部分があるときであって、当該消費税及び地方消費税を加えて得た額に、1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(利用料金の収入)

第 12 条 地方自治法第 292 条において準用する同法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、利用料金は指定管理者の収入とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定による収入を第 10 条に規定する業務の経費に充

てるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、法令に基づくもののほか、利用料金を納付すべき者に特別の事情があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による減免を行うときは、あらかじめ組合管理者の承認を得て、その基準を定めなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、病院事業の管理運営に関し必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

施設の名称	所在地	診療科目	病床数
身延山病院	身延町梅平 2483 番地 167	内科、外科、精神科、 小児科、皮膚科、眼 科、耳鼻いんこう 科、リハビリテーシ ョン科、放射線科、 救急科	一般病床 50 床 療養病床 30 床
飯富早川診療所	身延町飯富 1628 番地		—
南部診療所	南部町南部 8050 番地 1		—
万沢診療所	南部町万沢 3404 番地 1		—

別表第 2 (第 4 条関係)

事業の種類	施設等の名称	所在地	定員
介護老人保健 施設	峡南ケアホームいい とみ	身延町飯富 1628 番地	入所 54 人 通所 30 人
訪問看護	訪問看護ステーショ ンいいとみ	身延町飯富 1628 番地	—
居宅介護支援	居宅介護支援事業所 いいとみ	身延町飯富 1628 番地	—
訪問介護	ヘルパーステーショ ンいいとみ	身延町飯富 1628 番地	—

別表第 3 (第 11 条関係)

種別	金額
診療	(1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額 (2) 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額
介護サービス	提供を受けたサービスの種類に応じ、介護保険法その他の法令の規定により厚生労働大臣又は地方公共団体が定める基準により算定して得た額

別表第 4 (第 11 条関係)

種別	金額
別表第 3 により難い特別の診療	別表第 3 の規定による算出方法、消費税等を勘案して指定管理者が定める額
その他のサービス	実費等を勘案して指定管理者が定める額